

電子カルテ連携生成 AI システム 企画提案募集要領

本要領は、愛知県がんセンター（以下「当センター」という。）が調達する電子カルテ連携生成 AI システムの契約先を企画提案競争により募集するため、必要な事項を定めたものである。

1 システム概要

- (1) システム名
電子カルテ連携生成 AI システム（以下「本システム」という。）
- (2) システム内容
別紙「調達仕様書」のとおり
- (3) 金額の上限
導入費用 13,860,000 円 （消費税及び地方消費税込み）
月額費用 376,200 円 （消費税及び地方消費税込み）
契約上限額 18,374,400 円 （消費税及び地方消費税込み）
- (4) 契約期間
契約締結日から 2028 年 2 月 29 日まで
ただし、2027 年 3 月 1 日までに本システムを使用できるようにし、月額費用は同月から発生するものとする。

2 応募資格

以下のすべてに該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 8・9 年度愛知県入札参加資格者名簿の大分類「03. 役務の提供等」、中分類「08. コンピュータサービス」のうち、小分類が「01. システム開発」、「02. データ処理」のいずれかに登録されていること。
- (3) 企画提案書の応募受付期間において、「病院事業庁指名停止等取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 企画提案書の応募受付期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

3 応募方法

- (1) 提出書類
別紙「企画提案書等作成要領」に基づき、必要書類を提出すること。
- (2) 提出期限
2026 年 10 月 14 日（水）午後 5 時まで（必着）
- (3) 提出方法
電子メールに限る。
なお、到着確認のため、電子メールの送信後、企画提案書を提出した旨を電話で連絡すること。
- (4) 提出先等
送信先メールアドレス dmra@aichi-cc.jp
メールの件名 「電子カルテ連携生成 AI システム 企画提案書提出(企業名)」
提出後の電話連絡先 (052)762-6111（内線 2508）
- (5) 質問及び回答

本システムの企画提案に関し質問等がある場合は、質問票（様式 5）を 2026 年 10 月 2 日（金）午後 5 時までに電子メールで送信すること。質問等への回答は、2026 年 10 月 6 日（火）までに、当センターの Web ページに掲載する。

なお、質問期限後に送付された質問、電子メール以外の方法による質問、及び企画提案書の具体的な記載方法、記載内容、評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。

送信先メールアドレス dmra@aichi-cc.jp

メールの件名 「電子カルテ連携生成 AI システム 企画提案に関する質問（企業名）」

（6）注意事項

ア 企画提案は、1 者につき 1 件とする。2 件以上を提出した場合は、すべての企画提案について無効とする。

イ 応募資格を有しない者の応募や、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ウ 上記 1（3）に掲げる金額の上限を 1 つでも超えた企画提案は、審査の対象とならない。

エ 提出書類の作成及び提出に必要な経費は応募者の負担とする。また、提出書類はいかなる理由があっても返却しない。

オ 一度提出した書類の差し替え、追加又は再提出は認めない。

カ 採用した企画提案書の著作権は愛知県に帰属する。

キ 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

ク 提出した書類は、採用、不採用を問わず、行政文書開示請求の対象となる。

ケ 企画提案の選定は契約の相手方を選定するための手続きであり、業務の実施においては企画提案の内容を最低限の内容とし、当センターと契約先候補者が協議して実施内容を決定する。

コ 企画提案書提出後に辞退する際は、辞退理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。

サ 次の各号に該当した場合、応募者は失格になる場合がある。

a 提出書類に明らかな不備、虚偽の内容がある場合、若しくは指示事項に違反した場合

b 当センターの職員又は企画競争関係者に対して、企画競争に係る不正な接触の事実が認められた場合

4 契約条件

（1）契約保証金

愛知県病院事業庁財務規程第 115 条の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、契約の相手方が愛知県病院事業庁財務規程第 116 条の各号に該当する場合は、全額又は一部の納付を免除とする。

（2）契約方法

事業実施に当たっての企画提案を公募により広く募り、最も優れた企画提案者として選定された 1 者と業務仕様書及び契約金額を上記 1（3）の金額の範囲内で協議した上で、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、契約先候補者が、契約の締結の日までに、愛知県病院事業庁が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約の締結を行わない。

また、協議が不調に終わった場合は、第 2 位の者と協議する。さらに第 2 位の者との協議も不調となった場合は第 3 位の者と協議する。

5 提案審査

（1）審査方法

当センターが設置する選定委員会において、一次審査（別表「電子カルテ連携生成 AI システム企画提案審査基準」に基づく書面審査）及び二次審査（プレゼンテーション及びデモンストレーションによる審査）を行う。選定委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せ及び異議申し立てには応じない。

一次審査の通過者は上位 3 者とし、応募者全員に選考結果を電子メールで通知する。

（２）二次審査について

ア 日程

2026 年 10 月 28 日（水）午後（予定）

イ 会場

当センター又は Web 会議システムのいずれか（応募者が選択）

ウ 実施内容

プレゼンテーション及びデモンストレーション（時間配分は任意とし、合計 45 分以内）の後、質疑応答（15 分以内）を行う。

（ア）プレゼンテーション

企画提案書の内容を説明するものとし、企画提案書と異なる内容の説明、追加資料の配付は認めない。

（イ）デモンストレーション

医師記録（プログレスノート）の模擬データを用いた退院サマリー文面案作成について、次に挙げる項目を中心に実演すること。

- ・電子カルテシステムからの使いやすさを含む操作性
- ・文書生成の速さ
- ・生成された文書の精度

実施方法は、応募者が次の a～d のいずれか 1 つを選択するものとする。いずれの方法においても、応募者が提案する実際のシステムを用いて実施することとし、開発中のイメージ等の実際のシステムを使用しないものは不可とする。ただし、電子カルテシステムについては模擬のシステムでも可とする。

なお、応募者が複数の方法で実施可能な場合は、次の a、b、c、d の順で選択することが望ましい。

- a 応募者が用意したシステムと当センターで用意した模擬の入力データを用いた実演
- b 応募者が用意したシステム及び入力データを用いた実演
- c 応募者が用意したシステム及び当センターで用意した模擬の入力データを用いて実演した様子を撮影した動画の投影
- d 応募者が用意したシステム及び入力データを用いて実演した様子を撮影した動画の投影

エ 注意事項

（ア）二次審査を当センターで実施する場合、スクリーン、プロジェクター（HDMI 接続）及び電源は当センターにおいて用意する。応募者は説明用パソコン等の機器を用意すること。

（イ）二次審査の時間、模擬データの提供及びその他詳細については、一次審査選考結果連絡の際に通知する。

（ウ）二次審査に参加しない者は、応募を辞退したものとみなす。

オ 審査結果

二次審査の参加者全員に対し、電子メールで通知する。

6 スケジュール

2026 年 10 月 2 日 (金) 午後 5 時	質問等の提出期限
2026 年 10 月 6 日 (火)	質問等の回答
2026 年 10 月 14 日 (水) 午後 5 時	企画提案書の提出期限
2026 年 10 月 22 日 (木) まで	一次審査結果通知
2026 年 10 月 28 日 (水) 午後	二次審査
2026 年 10 月下旬	二次審査結果通知

7 問合せ先

愛知県がんセンター

スマートホスピタル・医療 DX 推進部 スマートホスピタル・医療 DX 推進室

住 所：〒464-8681 愛知県名古屋市千種区鹿子殿 1 番 1 号

電 話：052-762-6111 (内線 2508)

メール：dmra@aichi-cc.jp